

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】会社はインフルエンザ予防接種を強制できるか？

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

こんにちは。

仕事柄、スタッフにインフルエンザの予防接種を受けてもらう必要がある場合に、それでも「注射は嫌いだから受けたくない！」と拒否するスタッフに強制することはできるのでしょうか。また、受けない場合に懲戒処分を下すことは可能なのでしょうか。

まず、業務命令としてインフルエンザ予防接種を強制できるかについてですが、法律ではその定めはありませんし、裁判例でもそのことについて争ったものは無いようです。

法律に定めが無いということは、業務命令として予防接種を受けさせることが違法でも何でもなく、強制できると考えることができます。

しかし、法律に根拠が無いということは逆に、争いになった場合には予防接種を受けさせる法的根拠が無いということですから、強制するに当たっては予め「予防接種を受ける業務上の必要性」をきちんと整理し明示しておくべきだと考えます。

それでも予防接種を受けなかったスタッフに対し、業務命令に違反するので懲戒処分を下すことができるのかどうかについては、かなり難しいと言わなければなりません。

予防接種を受けることは、法律上の義務が特にあるわけではなく、受けなかったから罰するということは権利の濫用とみなされる可能性があります。受けなかったからといって懲戒処分を下すのは、少しやり過ぎであると考えerべきでしょう。